

自治体における AI の利用に関するワーキンググループ（第 5 回） 議事概要

開催日時：令和 7 年 6 月 20 日（金） 16：00～18：00

開催場所：中央合同庁舎 2 号館 4 階地域力創造グループ連絡室 ※WEB 会議と併用

出席者：須藤座長、板倉構成員、大竹構成員、越智構成員、北村構成員、喜連川構成員、成原構成員（欠席）、箱丸構成員、堀之内構成員、横田構成員

事務局：阿部自治行政局長、君塚行政経営支援室長ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、デジタル庁

【議事次第】

1. 開会
2. AI 新法及び政府の閣議決定文書の報告について（資料 1）
3. 論点整理及び報告書骨子案について（資料 2）
4. 意見交換
5. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

- 事前に構成員意見として事務局に寄せられた、「総務省としては、自治体向けの生成 AI ガイドラインそのものを作成するのではなく、自治体がガイドラインを作成する際の参考となるように自治体向けにガイドラインのひな型を示すことが適当ではないか。」「ひな型を示すにあたって、自治体が創意工夫により追加的なルールを盛り込むことのできる趣旨を明確にすることが望ましい。」という趣旨の意見に同意する。ただし、今後の自治体職員数の減少を見据えると、事務の共同化による業務効率化が必要となるため、自治体の創意工夫はあくまで事務の共同化を前提とし、その枠組みの中で認められるべきものであると考える。また、データの標準化を前提に、国としてルールを策定する必要があると考える。
- 事務局から紹介のあった「福祉業務における個人情報利用の実証の事例」は、ISMAR に登録されているサービスに格納した情報を生成 AI に取り込むことで業務の効率化を図るものであるが、自治体職員が本ワーキンググループの報告書内の事例として当該事例を見たときに、生成 AI にどのような情報までを取り込んで問題ないのか判断がつかないと考える。事例を掲載する際には、合わせてどのような規範があり、それをどう満たしていれば、生成 AI の活用方法として問題ないのかを示す必要があると考える。

- 事務局から紹介のあった「福祉業務における個人情報利用の実証の事例」について、ISMAP に登録されているサービス上で自治体機密性 3B・3C 情報を取り扱うことの是非と、当該サービス上で提供されている生成 AI に自治体機密性 3B・3C 情報を入力することの是非は論点が異なると思う。各自治体が取組を進めていくためにも、それぞれの論点についてセキュリティ面で問題ないかは明示する必要がある。また、入力した情報を学習されないようにオプトアウト設定を有効にするよう示すことも重要である。
- 従来型 AI の説明として、「登録されたルールに基づく情報処理」という記載があるため、RPA など、厳密には AI とは言えないものも対象に含んでいるものとする。取り上げる内容が明確になるような表現で記載する必要があると考える。
- 本ワーキンググループの報告書案において、CAIO と CIO を比較している記載について、CAIO の担う役割は、CDO のそれと近いものであるため、「CIO」の記載を「CIO（又は CDO）」とするのがよいのではないかと考える。
- 第 2 章に記載の、国から自治体に AI の利用環境等を提供する旨の内容は、「第 3 章 国による支援の方向性」の中で国の支援策の一つとして記載いただけないか。
- デジタル庁がガバメント AI の開発を進めている。取組内容の詳細はまだ不明瞭であるが、取組内容によっては各自治体の業務に影響が生じかねないため、自治体からの意見収集やデジタル庁との情報交換を行った上で、本ワーキンググループの報告書の記載を検討する必要があると考える。
- 事務局から紹介のあった「福祉業務における個人情報利用の実証の事例」には、紙媒体で情報を持ち出すことによる紛失のリスクを低減するためにタブレットに情報を入れるという取組と、生成 AI で情報を加工することで事務の効率化を図るという取組が混在していると思う。前者は必要なセキュリティ対策を講じれば問題ないと思うが、後者は機密情報を生成 AI に入力することのリスク等を議論せずに推奨事例として本ワーキンググループの報告書に掲載することは難しいと思う。加えて、特定の企業が生成 AI 以外のクラウドサービスと生成 AI のサービスを抱き合わせて提供する事例を掲載すると政府主導の囲い込みではないかという指摘を受ける懸念があり、公務におけるサービスの調達の方法の観点から慎重に検討する必要がある。
- サービスを提供する事業者が国内のサーバを用いている国内の事業者であって、入力する情報にそれ単体で特定の個人を識別できる情報が含まれておらず、入力した情報

を生成 AI が学習しない設定であれば、個人情報生成 AI に入力することは問題ないのではと主張してきたが、事務局から紹介のあった「福祉業務における個人情報利用の実証の事例」では生成 AI に相談内容等ある程度それ単体で特定の個人を識別できる情報も含まれることから、上記基準に照らしても推奨事例として本ワーキンググループの報告書に掲載することには懸念があることは理解する。また、本事例においては情報が処理されるサーバは複数の外国であるとされている。この点も、アメリカを含め海外にサーバがある場合はガバメントアクセス等リスクが無視できないという前提の下、本ワーキンググループの報告書の記載を検討する必要があると考える。

- AI の活用方法が先進的な事例について、最終的に活用方法として問題ないか否かを判断する機関を定める必要性を記載するほうがよいのではないかと考える。
- 自治体における生成 AI の活用方法として例示されるのは挨拶文の作成や会議の文字起こしであり、業務としては表層的なものに過ぎない。教育や医療など、個別業務ごとに考えると、異なる観点が出てくると考える。
- RAG のポイズニングやプロンプトインジェクション等の AI 特有のセキュリティリスクについても、考慮すべきであるとする。
- CAIO と CIO を比較している箇所について、CIO より CDO の方がより CAIO に定義に近いという議論があったが、各用語の定義は各文書において定めればよいものであり、本ワーキンググループにおいて深く議論すべき内容ではないと考える。
- 挑戦的な取組事例についても、本ワーキンググループの報告書で紹介していくべきと考える。取組を紹介しながら、どのように懸念を解消させていくかを検討し、発展させていくとよいと考える。
- 事務局から紹介のあった「福祉業務における個人情報利用の実証の事例」について、事務局において、サービスの提供元に対してヒアリングを行う等により、今回の事例の更なる把握に努めるとともに、本ワーキンググループの報告書への記載方法について検討してもらいたい。
- 政府による AI に関する支援について、大規模自治体でも AI の利活用を推進できるよう、自治体の規模感に応じた事例の共有をお願いしたい。
- 国が整備する AI の利活用環境について、国における企画段階から積極的に情報を発信

いただきたい。それにより、自治体として創意工夫すべき範囲を検討できると考える。

- 福祉業務における個人情報利用の実証の事例について、サービス提供元は外国の事業者のようであり、この点も、国内の事業者を想定した定式からは外れるものである。
- AI を活用できる人材の育成や、AI を活用できる人材を確保する手段が重要であると考え。これらの人材面の問題を解決するための一環として、例えば地元の高専学生と自治体が共同で、AI を活用した自治体業務の効率化を検討する等の取組があるが、そのような取組も AI に関する人材面の問題を解決する手段の一つであることを本ワーキンググループの報告書に記載することも考えられる。都市部の学生と比較すると、非都市部の学生の方が地域課題の解決に携わりやすい存在であり、学生にとってもよい経験になると考える。
- 本ワーキンググループは、自治体の AI の利活用推進を目的としているため、報告書の内容が、AI の利活用を規制するものであると受け取られないようにすべきである。一方で、懸念事項のある取組を、優良事例として受け取られないようにする必要もある。今後議論すべき範囲を整理した上で、報告書に記載すべきと考える。

(以上)